

司法試験委員会会議（第143回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成30年9月10日（月） 14:35～15:15

2 場所

法務省司法試験考査委員室

3 出席者

- 司法試験委員会
（委員長）神田秀樹
（委員）大沢陽一郎，大場亮太郎，高橋美保，長谷部由起子，春名一典，村田渉（敬称略）
- 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）
伊藤栄二人事課長，大久保仁視試験管理官，阿波亮子人事課付

4 議題

- (1) 平成30年司法試験委員会委員長代理の互選について（協議）
- (2) 平成30年司法試験合格者の決定について（協議）
- (3) 平成30年司法試験予備試験論文式試験における不正行為事案について（報告・協議）
- (4) 受験特別措置の基準の改正について（報告・協議）
- (5) その他（報告）
- (6) 次回開催日程等について（説明）

5 資料

資料1 司法試験及び司法試験予備試験受験者に対する受験特別措置の取扱い

資料2 平成30年8月3日付け札幌弁護士会会長名の「2018（平成30）年度司法試験合格判定にあたり，法曹の質確保のため適正かつ厳正な判定を行うよう求める会長声明」

資料3 平成30年8月4日付け山梨県弁護士会会長名の「2018（平成30）年度司法試験について厳正な合格判定を求める会長声明」

資料4 平成30年8月8日付け埼玉弁護士会会長名の「平成30年司法試験に関し厳正な合否判定を求める会長声明」

6 議事等

- (1) 平成30年司法試験委員会委員長代理の互選について（協議）
 - 委員の互選により，春名委員が委員長代理に選任された。
- (2) 平成30年司法試験合格者の決定について（協議）
 - 平成30年司法試験について，司法試験考査委員会議の判定に基づき，論文式試験の各科目において，素点の25パーセント点（公法系科目・刑事系科目は50点，民事系科目は75点，選択科目は25点）以上の成績を得た者のうち，短答式試験の得点と論文式試験の得点による総合評価の総合点805点以上の1,525人を合格者とする事が決定された。

- (3) 平成30年司法試験予備試験論文式試験における不正行為事案について（報告・協議）
- 平成30年司法試験予備試験論文式試験において、試験時間中に文書等を参照するなどして、不正の手段により答案用紙への記入を行った不正受験者について、協議の結果、当該受験者に対し、平成30年司法試験予備試験を受けることを禁止し、既に提出された論文式試験答案の審査を行わないものとするとともに、今後の4年間、司法試験及び司法試験予備試験を受けることができないものとする処分が決定された。
- (4) 受験特別措置の基準の改正について（報告・協議）
- 「司法試験及び司法試験予備試験受験者に対する受験特別措置の取扱い」について、資料1のとおり改正することが決定された。
- (5) その他（報告）
- 事務局から、札幌、山梨県及び埼玉の各弁護士会から司法試験委員会宛てに提出された資料2から資料4までについて報告がなされた。
- (6) 次回開催日程等について（説明）
- 次回の司法試験委員会は、平成30年10月10日（水）に開催することが確認された。

（以上）